



ユースエール認定企業になるための認定基準とは

☆認定を受けるためには、①～⑭の認定基準を全て満たす必要があります。

認定基準	内容等
①認定申請日時時点で常時雇用する労働者が300人以下の事業主であること	雇用形態を問わず、期間の定めなく雇用されている者のほか、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含みます。
②認定申請日時点において学卒求人など青少年対象の正社員の求人申込又は募集を行っていること	「既卒3年以内の既卒者の応募可」であることが必要です。一般求人は35歳未満の者を対象としたものになります。
③「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること	経営理念・経営方針を実現するため、必要な人材像を明確にし、目標・育成方法を定めたもの及び定期的に実施を予定している研修等の名称、対象者、期間、内容が記載されているものを策定すること。
④申請前直近3事業年度の新卒者等の正社員として就職した者の離職率が20%以下であること	・直近3事業年度で新卒者等の採用実績が無い場合は、他の要件を満たしていれば本要件は不問となります。 ・直近3事業年度の採用者数が3～4人の場合は、離職者1人以下でも可。
⑤申請前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が一人もいないこと	産休や育休等で労働実績が無かった者や前年度に有給休暇が付与されていない者（新規採用等）は対象から除きます。
⑥申請前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上又は年平均取得日数が10日以上であること	・有給休暇付与日数には前年度からの繰越日数を含みません。 ・有給に準ずる休暇として一定条件を満たす特別休暇について、労働者一人当たり5日を上限に加算できます。
⑦申請前直近3事業年度において男性労働者の育児休業等の取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上であること	正社員以外の労働者も含む全労働者が対象となります。男女ともに取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。
⑧右の雇用情報項目を公表していること（厚生労働省が運営する特設サイト「若者雇用促進総合サイト」での公表を予定していること）	・直近3事業年度の新卒者等の採用者数・離職者数・男女別採用者数・平均継続勤務年数・従業員の平均年齢 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発制度・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
⑨認定申請日の前日から過去3年間に新卒者の採用内定取消しを行っていないこと	当該取消の対象となった者の責めに帰すべき理由によるものを除きます。
⑩認定申請日の前日から過去1年間に事業主都合による解雇又は退職勧奨を行っていないこと	労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除きます。
⑪暴力団関係事業主でないこと	
⑫風俗営業等関係事業主でないこと	
⑬各種雇用関係助成金の不支給措置を受けていないこと	
⑭重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

お問合せ先（受付時間 8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始を除く）

福島労働局職業安定課若年者雇用対策係 電話024-529-5396 FAX024-536-4200